

野村證券
確定拠出年金部
小泉 剛

運営管理機関連絡協議会 確定拠出年金統計資料(2020/3末基準)のポイント

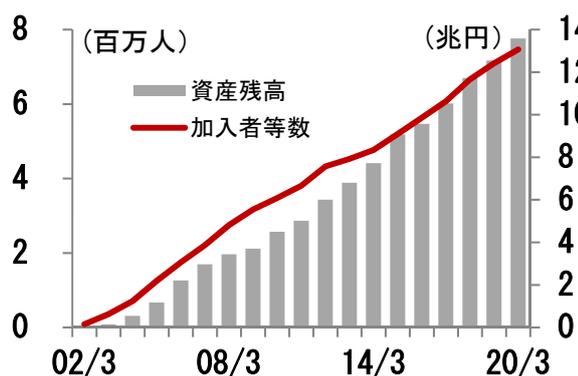
確定拠出年金(以下、「DC」)は2001年10月の制度発足から加入者等数や資産残高が順調に推移してきています。近年、個人型DC(iDeCo)の加入者数は増加しており、今後も老後の所得確保のための有効な制度として増加傾向にあるものと思われます。

企業型DCの加入者等数、資産残高

企業型DCにおける加入者等数は順調に推移しており、2020年3月末時点で7.5百万人(前年同期比+0.4百万人)となっており、会社員である第1号厚生年金被保険者数(40百万人)¹のうち5.3人に1人が、企業型DCに加入していることとなります。

資産残高は、13.6兆円(前年同期比+1.0兆円)となっており、同様に順調に推移しています。

図表1 企業型の加入者等数および資産残高推移

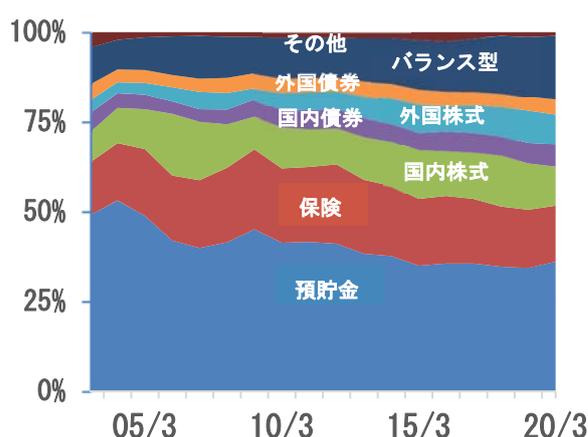


(出所) 運営管理機関連絡協議会 確定拠出年金統計資料(2020/3末基準)(以下、「DC統計資料」)

企業型DCの資産配分状況

企業型DCにおける資産配分内訳の推移は図表2の通りとなっており、2020年3月末時点では預貯金と保険を合わせた元本確保型の配分比率が51.7%、元本確保型以外が48.3%となっています。元本確保型の配分比率は徐々に減少してきており、元本確保型以外の商品のうちバランス型の配分比率は17.6%と最も高く、元本確保型の保険への配分比率15.6%を上回っています。

図表2 企業型DCにおける資産配分内訳推移



(出所) DC統計資料

¹ 令和元年度 厚生労働省年金局「令和元年度 厚生年金保険・国民年金事業の概況」から引用

個人型DC(iDeCo)の加入者等数、資産残高

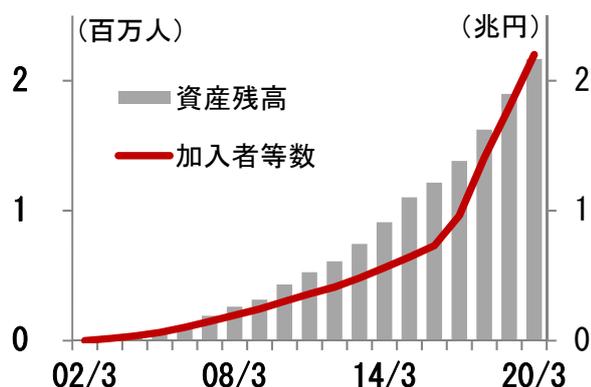
個人型DC(以下、「iDeCo」)の加入者等数(運

このレポートは、年金基金運営および企業財務業務の参考となる情報の提供を目的としたもので、これらに関する特定の戦略や手法をご提言するために作成したものではありません。年金基金運営および企業財務業務はご自身の判断でなさるようお願いいたします。このレポートは、野村證券および野村グループ各社から直接提供するという方法でのみ配布しております。提供されたお客様限りでご使用ください。このレポートのいかなる部分も一切の権利は野村證券、野村資本市場研究所に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、またいかなる目的であれ、無断で複製または転送等を行わないようお願いいたします。

用指図者含む)は2020年3月末時点で2.2百万人と4年前の2016年3月末時点の0.7百万人から3倍を超えた増加となっています。

資産残高は2020年3月末時点で2.2兆円となっており、4年前の2016年3月末時点の1.2兆円と比較して1.8倍増加し、近年、共に急速に普及しつつあることを示しています。

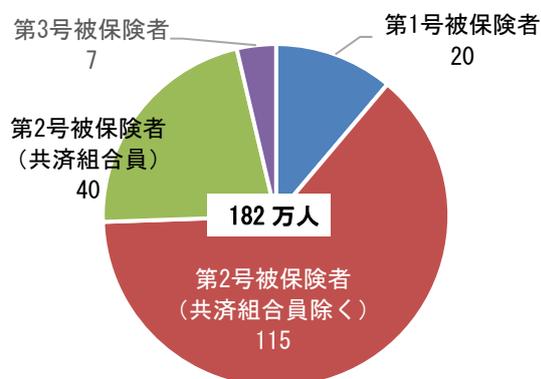
図表3 iDeCoの加入者等数および資産残高推移



(出所) DC 統計資料

図表4のとおり、2020年12月末時点のiDeCo加入者数は182万人です。国民年金被保険者別からみたiDeCoの加入者数は、国民年金第2号被保険者が155万人で、全体の85%を占めています。

図表4 国民年金被保険者別 iDeCo 加入者数

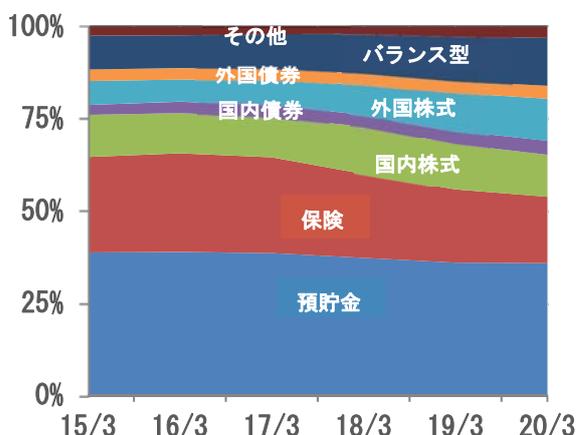


(出所) 厚生労働省 確定拠出年金の施行状況
(令和2年12月31日現在)

iDeCoの資産配分状況

iDeCoにおける資産配分内訳推移は、20/3末時点では預貯金と保険を合わせた元本確保型の配分比率が53.9%、元本確保型以外が46.1%となっています。元本確保型の配分比率は、集計開始した15/3時点の64.7%から10.8%減少し、元本確保型以外の商品のうち主に外国株式やバランス型への配分比率が増加しています。

図表5 iDeCoにおける資産配分内訳推移

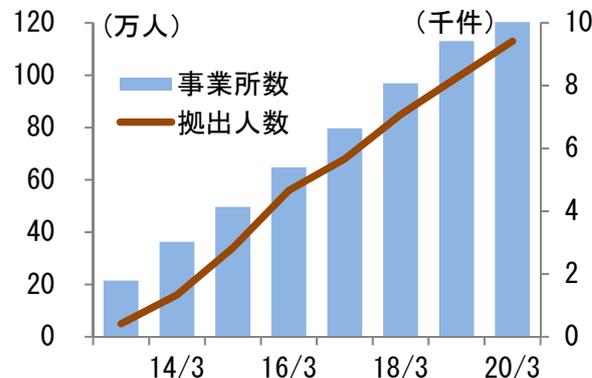


(出所) DC 統計資料(2015年3月末より集計開始)

企業型DCのマッチング拠出の利用状況

企業型DCの加入者が事業主掛金に加えて拠出するマッチング(加入者掛金)拠出は、拠出可能となった2012年1月以降、順調に増加しており、2020年3月時点でマッチング拠出を導入している事業所数は1万件を超え、拠出人数は113万人となりました。

図表6 企業型のマッチング拠出の利用状況



(出所) DC 統計資料

このレポートは、年金基金運営および企業財務業務の参考となる情報の提供を目的としたもので、これらに関する特定の戦略や手法をご提言するために作成したものではありません。年金基金運営および企業財務業務はご自身の判断でなさるようお願いいたします。このレポートは、野村証券および野村グループ各社から直接提供するという方法でのみ配布しております。提供されたお客様限りでご使用ください。このレポートのいかなる部分も一切の権利は野村証券、野村資本市場研究所に帰属しており、電子的または機械的方法を問わず、またいかなる目的であれ、無断で複製または転送等を行わないようお願いいたします。

確定拠出年金における個人拠出の変遷

2001年10月確定拠出年金法施行後、2002年1月よりiDeCoの実施主体である国民年金基金連合会が運営管理機関を通じて受付を開始しましたが、当初から拠出した掛金は所得控除の対象で税制優遇は現在と変わりませんが、前出の図表3「iDeCoの加入者等数および資産残高推移」とおり、しばらくは加入者数の増加ペースの鈍い時期が続いてきました。

前述の通り2012年1月から企業型DCの加入者が事業主掛金に加えて自ら拠出するマッチング(加入者掛金)拠出が可能となり、企業型DCの加入者で、マッチング(加入者掛金)拠出制度を導入した事業所の加入者で拠出限度額に空枠がある加入者は任意に加入者掛金として拠出することができるようになりました。

2017年1月の確定拠出年金法改正により、従来の加入対象者であった国民年金第1号被保険者(自営業者など)と企業年金のない国民年金第2号被保険者(会社員など)に加え、企業年金(DB²、企業型DC³)に加入する国民年金第2号被保険者(会社員、公務員など)や国民年金第3号被保険者(専業主婦(夫)など)まで加入可能範囲が拡大されました。前述のとおり、iDeCoの加入者等数および資産残高が2017年3月から急速に増加した大きな要因と考えられます。また、低金利や積立ニーズを背景にNISAやつみたてNISAの検討とともに、より税制優遇が大きいiDeCoを選んだ方も含まれているものと考えられます。個人型DCの愛称「iDeCo」は、この時から使用されるようになりました。

2018年5月には、iDeCoに加入している従業員のうち中小企業事業主掛金を上乘せするiDeCo+(イデコプラス)の制度が新設され、

2020年10月に実施可能事業主⁴の従業員数が100人以下から300人以下に拡大され、中小企業での活用が期待されます。

確定拠出年金における個人拠出の今後

2022年5月からはiDeCoに加入できる年齢が現在の60歳未満から65歳未満の国民年金被保険者⁵に拡大されます。

2022年10月から企業型DCを実施する事業所は、規約でiDeCoに加入可能と定めることなく、企業型DCの加入者はiDeCoへ加入できるよう要件緩和がされます。また、同時にマッチング(加入者掛金)拠出を導入している事業所の加入者は、マッチング(加入者掛金)拠出とiDeCoのいずれかを選択できるようになります。

昨年2020年12月の与党税制改革大綱では、企業年金(DB、企業型DC)に加入するiDeCoの拠出限度額の見直しが盛り込まれ、現在会期中の通常国会において、確定拠出年金法の改正が予定されています。

このように確定拠出年金制度は、老後の所得確保に向けた制度として、確定拠出年金法施行以降、法改正等により制度の充実が図られてきました。今後も確定拠出年金制度は老後の所得確保の有効な制度として位置付けられ、制度改正が進むものと考えます。

確定拠出年金における個人拠出の課題など

前述の法改正予定の拠出限度額の見直しは、DBを実施している企業は、従業員に対するDBの掛金相当額の提示やDBの掛金相当額がDCの拠出限度額を使い切ってしまう場合の対応な

² 確定給付企業年金(Defined Benefit Plan)の略

³ 規約でiDeCoに加入可能と定めている企業型DC
業主

⁴ 企業型DC、DBおよび厚生年金基金を実施していない事業主

⁵ 60歳以降 65歳まで国民年金被保険者は、任意加入被保険者と国民年金第2号被保険者(65歳未満の厚生年金被保険者)

どDB実施企業の実務負担が増えるものと思われ
れます。拠出限度額の見直しについては議論さ
れてきましたが、今後は、企業年金のない国民
年金第2号被保険者への支援の充実が期待され
ます。

iDeCoへの加入は、2021年1月から一部電子
申込みも可能となりましたが、引き続き、書類での
申し込みが多く、現在、iDeCoの諸変更届の電
子化等についても検討されているなど、更なる
iDeCoの制度普及に向けて改善点や課題は多
いものと思われれます。

— 次号のお知らせ —

次号は

3月8日(月)

発行予定です。

野村証券からのお知らせ

当社で取り扱う商品等へのご投資には、各商品等
に所定の手数料等(国内株式取引の場合は約定代金
に対して最大1.43%(税込み)(20万円以下の場合、
2,860円(税込み))の売買手数料、投資信託の場合は
銘柄ごとに設定された購入時手数料(換金時手数料)
および運用管理費用(信託報酬)等の諸経費、等)
をご負担いただく場合があります。また、各商品等には
価格の変動等による損失が生じるおそれがあります。
商品ごとに手数料等およびリスクは異なりますので、当
該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等
書面、目論見書、等をよくお読みください。

野村証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第142号
加入協会/日本証券業協会、一般社団法人 日本投
資顧問業協会、一般社団法人 金融先物取引業協
会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

弊誌の記事はバックナンバーも含めて野村年金マ
ネジメント研究会のホームページでご覧頂けます。
当ホームページは、年金スポンサー限定のサービ
スとなっております。ご利用を希望される方は、次の
URLにてご登録をお願い致します。

<http://nenkin.nomura.co.jp>

編集:野村証券フィデューシャリー・サービス研究センター、
野村資本市場研究所

発行:野村証券フィデューシャリー・サービス研究センター
(野村年金マネジメント研究会事務局)

〒100-8130 東京都千代田区大手町2-2-2
アーバンネット大手町ビル

TEL: 03 (6703) 3991 FAX: 03 (6703) 3981

Email: nenkin@jp.nomura.com

このレポートは、年金基金運営および企業財務業務の参考となる情報の提供を目的としたもので、これらに関する特定の戦略や手法をご提言するために作成したものではありません。年金基金運営および企業財務業務はご自身の判断でなさるようお願いいたします。このレポートは、野村証券および野村グループ各社から直接提供するという方法でのみ配布しております。提供されたお客様限りでご使用ください。このレポートのいかなる部分も一切の権利は野村証券、野村資本市場研究所に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、またいかなる目的であれ、無断で複製または転送等を行わないようお願いいたします。